

## 個人情報保護方針（カルツサポーターズクラブ）

### <はじめに>

平成 29 年 5 月 30 日施行の「個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という）」ならびに、平成 26 年 12 月 12 日付厚生労働省・経済産業省告示第 4 号「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」に基づき、別途制定済みの「個人情報保護規定」の精神を具体的に日常業務に落とし込むことを目的として、「個人情報保護方針」を策定し、すべてのスタッフに周知するものとする。

### 「個人情報」の定義

個人情報保護法第 2 条第 1 項より

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

### 個人情報データベース等の定義

個人情報保護法第 2 条第 4 項より

この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報が電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。

## 1 個人情報管理責任者

個人情報の保護・管理については、運営総括責任者（館長）を個人情報管理責任者（以下、「管理責任者」という）とする。

## 2 取扱者の限定、コピー等の制限

### ① 取扱者の限定

- (1) 施設ごとに、個人情報取扱担当者（以下、「担当者」という）を定め、管理責任者と担当者以外は情報の取扱ができない。
- (2) 担当者は可能な限り対象者を限定するとともに、該当書類には利用時の注意事項等を明記する。
- (3) ネットワークの場合はアクセス制限が行われているが、書面情報の取扱の場合は特に注意する。

### ② コピー等の制限

- (1) コピーを作成するときは可能な限り配布先を制限するとともに、特に重要な情報の場合には、ナンバリングの上、誰に配布したかを記録する。
- (2) デジタルデータをコピーする場合も同様とし、特に重要な情報の場合には、件数・利用者名の記録を残す。

### 3 個人情報の第三者への提供

(1)収集した個人情報は、定められた利用目的以外に利用又は提供してはならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- イ) 本人の同意がある場合
- ロ) 個人の生命等の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- ハ) 法令に基づいて利用及び提供する場合

(2)個人情報を外部に提供する場合は、安全確保の措置を要求するとともに、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲・記録項目、利用形態等について、書面を交わすこととする。

### 4 情報開示への対応

(1)本人から、当該本人が識別される個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞無く、これを通知しなければならない。

(2)本人から個人のデータ開示を求められたときは、遅滞なく開示しなければならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- イ) 本人又は第三者の生命、身体、財産等の権利利益を害する恐れがある場合
- ロ) 運営管理施設の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- ハ) 他の法令に違反することとなる場合

(3)本人から、個人データの内容の訂正、追加又は削除を求められた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、個人データ等の訂正を行わなければならない。

### 5 緊急時対応、事故報告

(1)個人情報の取扱に関し、漏えいまたは改ざん等の事象またはその可能性が発生した場合は直ちに管理責任者に報告する。

(2)管理責任者は、事故の発生した経緯、被害状況等を調査し、遅滞なく川崎市に報告する。ただし、特に重大と認められる事故が発生した場合には、直ちに川崎市に当該事故の内容等を報告する。

(3)管理責任者は、速やかに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じる。また、原因の調査・検討を行い、再発防止策を講じなければならない。

(附則)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。